

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例(以下「条例」という。)及び同施行規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費(以下「修学奨励費」という。)の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 条例第2条第1号イに該当する者であるかの確認については、原則として規則第1条第2号の規定による所得等に関する調書(様式第3号)及び次条に規定する書類を基に行うものとする。

(所得等の証明)

第3条 規則第1条第2号の規定による所得等に関する調書(様式第3号)に添付する本人及び扶養者の前年の年間所得額を証明する書類とは、次のいずれかの書類とする。

- 一 源泉徴収票の写し
- 二 市町村民税課税証明書
- 三 その他収入に関する証明書

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、修学奨励費の貸与に関して必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。